役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人福祉会役員等の報酬について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の種類及び額)

- 第2条 社会福祉法人大分県福祉会(以下「本会」という。)のうち業務執行理事に対して、理事報酬を支給する。
- 2 理事報酬は、月次報酬及び賞与とする。
- 3 月次報酬の額は、別表1に定めるとおりとする。
- 4 賞与の額は、一年度において月次報酬の額の4.2月分を超えない範囲で職員への賞与の支給状況等を勘案して理事長が定める。
- 5 本会職員(以下「職員」という。)が職員として在籍のまま常務理事である期間は、第1項に定める理事報酬の支給はせず、職員の給与に関する規則に基づき、給与を支給する。

(報酬の支給)

第3条 報酬の支給方法及び支給日は、本会職員の給与の支給方法及び支給日に準ずる。

(退職手当)

第4条 常務理事には、退職手当を支給しない。ただし、職員から、退職手当の支給を受けることなく引き続き退職手当に関する規則の規定する退職手当(同規則中「給料月額」とは、事務局長として職員給与規則に基づき支給されていた給料月額をいう。)を支給する。

(旅費)

第5条 常務理事には、職員に準じて旅費を支給する。

(交通費)

第6条 常務理事に、職員の通勤手当に準じて交通費を支給する。

(費用弁償)

- 第7条 本会の役員及び評議員が、本会の業務のために旅行したときは費用を弁償する。
- 2 費用弁償の額は、別表 2 に定めるとおりとする。但し、諸君であるものには費用弁償はしない。

(監査費用報酬)

- 第8条 法人本部及び各施設監査に伴う費用は報酬として支給する。
- 2 報酬額は、別表3に定めるとおりとする。

附則(施行期日)

平成28年4月1日施行

平成29年4月1日改正施行

別表第1 役員報酬

別表第1区分	月次報酬
理事長	
常務理事	

別表第1については、必要に応じて月次報酬を評議員会にて決定する。

別表第2 費用弁償

別表第2区分	費用弁償額
理事・評議員・監事	5, 000 円
各種委員会委員	

ただし、4時間を超える場合には、10,000円支給する。

別表第3 監事監査報酬

別表第3区分	報酬額
監事	35,000円